

広島県教育委員会教育長訓令第七号

地 方 機 関
学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「入館料」の下に「及び施設使用料」を加え、「第五条第三項」を「第八条第三項及び第九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第八条」を「第十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第七条ただし書」を「第十一条ただし書」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 施設の使用許可に関すること。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第二十一号）の施行の日から施行する。